

平成 26 年度学校保健講習会及び薬物乱用防止講習会 報告

千葉県学校薬剤師
常任委員 並木佳久

9月28日(日)秋晴れのすがすがしい中、千葉県薬剤師会会議室にて学校保健講習会及び薬物乱用防止講習会が約160名を超える先生を迎え開催された。まず薬物乱用防止教室講習会として、教育新聞社編集局次長 池田康文先生より「脱法ハーブと最近の薬物状況」についてご講演を頂いた。福祉系新聞編集者を経て、教育新聞編集局次長として教育関連などの講演も開催している。「脱法ドラッグ」から「危険ドラッグ」へと名称変更がされ、日々事件・事故報道が散見されている中、報道関係の視点での講演であったため非常に興味をもてた内容であった。

再犯率の多い覚せい剤乱用者に比べ、危険ドラッグ乱用者の約80%が初犯である。その入手先としては約60%が街頭店頭で、約20%がインターネットによる購入である。中高生の約70%がスマホを所持しており、危険ドラッグへのアプローチが安易になっている。また乾燥植物片状、粉末状、液体状、固体状(錠剤)といった様々な形態があり、「合法ハーブ」「アロマ」「リキッド」「お香」等と称して販売され、覚せい剤よりも安価のため入手しやすい。薬物等に対する意識等調査(小5~高3)の結果、薬物は「かっこいい」「気持ちよくなれる」「やせたい」など自分の願望を解決してくれる薬物だと思っている子供が少なくはない。「乱用」と言う言葉が複数回繰り返すものと誤解されやすく、一回の使用でも「乱用」になると事を認識させる必要がある。中学生での「危険ドラッグ入手可能性」調査にて平均であるが、全体の15.6%の生徒(千葉県で換算すると1校に63.3人、1学級に4.6人)が入手可能と解答している。薬物乱用ハイリスク群として飲酒・喫煙経験者や自傷行為経験者などが挙げられる。犯罪やモラルの問題として「ダメ。ゼッタイ」を薬物乱用教室で教育するだけでなく、誤った方向・解決策を修正する(=ケアや情動面)アプローチが必要である。

次に学校保健会講習会とて(一社)和歌山県薬剤師会学校薬剤師部会委員 西前多香哉先生より「学校における飲料水、プール水の管理について・学校薬剤師としての対応」についてご講演を頂いた。「学校環境衛生基準」では、飲料水に関する検査対象を次の3つに分類される。(1)水道水を水源と飲料水(専用水道を除く) (2)専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水→塩素処理された井戸水 (3)井戸水等を水源とする原水→井戸水・河川水。水道は水道法により区分され、区分に応じて管理内容が異なるため、学校設置者及び管理担当者は当該学校がどの区分に該当するかを知って置く必要がある、学校薬剤師も同様である。それに加え担当校の飲料水の給水方式が、(1)直結給水 (2)貯水槽(受水槽→高置水槽)であるかを知っている必要がある。直結給水の場合は、原則として飲料水供給者により水質検査が実施されており、学校では日常点検が行われていることから、「学校環境衛生基準」における定期検査の対象とされていない。一方、雑用水を利用し

ている学校も少なくない。雑用水を誤って使用したり、飲用しないような配慮が必要である。雑用水の給水管には、雑用水であることを表示し、飲料水の配管との区別を明確する。学校内の給水栓の配管図の確認をしてみてもとの事であった。

プール水用消毒剤の保管については、酸アルカリの異なった薬剤の混合塩素ガス発生防止のため保管徹底、事故時のマニュアル作成など十分注意する必要がある。

最後にノロウイルスへの対応として、擬似嘔吐処理の実習の様子などを収載している～学校で、薬局で、病院で指導に役立つ～「ここがポイント！ノロウイルスの対応及び注意点」のスライド資料の紹介があった。千葉県学校薬剤師会のHP (http://www.c-yaku.sakura.ne.jp/school/school_top.htm) から入手できるので是非活用して頂きたいとのことであった。

「(一財)千葉県学校薬剤師会検査センターの活用法」について千葉県学校薬剤師会検査センターについてより実施している各検査の詳細の説明終了後、講習会は閉会した。